



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

片瀬地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・主たる生産物である米について、直接販売を進め、固定客の確保をする
- ・若年層の育成を図る
- ・農事組合法人が中心となって地域農業を運営していくとともに、未集積の地権者と密接な連携を取りながら、遊休農地や耕作放棄地の解消を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

龍谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・少子高齢化が著しく後継者不足が顕著になっていることから、新規就農を促進して若者の育成と地域を超えた新たな農業経営を研究する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

竹林地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農作業が困難になった農業者に対しては、区内の認定農業者が中心となって協力的体制を組み、できる限り農業経営を継続する。
- ・農業経営が困難になった農業者の農地について、運営が可能になるまでの間、区内の認定農業者に集積する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北野津又地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・米の特別栽培米に取組み、直販して収益を上げる。
- ・ブロックローテーションを実施して、作業の効率化を図る。
- ・里芋のオーナー制を導入して、園芸の省力化・収益性の向上を図る。
- ・ミディトマトを育苗ハウス後に 2 棟に栽培する。
- ・耕作放棄地化、生産意欲の減退を防ぐため、ネット柵等鳥獣害対策を徹底する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農地ごと作付品目のブロック化とそのブロックによる輪作かの徹底並びにそばの単作農地の縮減
- ・非組合員の組合加入による法人への完全集積化
- ・里芋生産の拡大と番路拡大



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北西俣地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

{	法人	1 経営体
	個人	0 経営体
	集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保される。。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農事組合法人を設立し、中山間地における永続的な農業経営が可能な規模拡大、後継者の確保・養成を図る。
- ・農事組合法人への追加の加入を図り、集落ぐるみでの集落営農組織を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大袋・新道地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農地中間管理機構を通して圃場の集積・集約化を行うことで作業効率を上げていく。
- ・獣害対策を地域で行うことで農作物の生産量を確保する。